

平成29年第2回臨時会

# 上士幌町議会会議録

平成29年 3月28日 開会

平成29年 3月28日 閉会

上士幌町議会

## 平成 2 9 第 2 回 上 士 幌 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会の報告	3
町長就任挨拶	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定について	6
会議案第 9 号の上程、説明、採決	6
報告第 1 号の上程、説明、質疑	7
同意第 1 号の上程、説明、採決	8
同意第 2 号の上程、説明、採決	9
議案第 2 4 号から議案第 2 9 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
議案第 3 0 号、議案第 3 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
教育長退任挨拶	1 5
閉会の宣告	1 6
署名議員	1 7

3 月 28 日

平成 29 年 第 2 回 上 士 幌 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

招集年月日	平成 29 年 3 月 28 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 議	平成29年 3月28日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	平成29年 3月28日 午前10時39分					議 長	杉 山 幸 昭		
応（不応）招議員並び に 出席及び欠席議員  出席 11名 欠席 0名 欠員 一名  ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	早 坂 清 光	○				
	2	佐々木 守	○	8	山 本 弘 一	○				
	3	中 村 保 嗣	○	9	渡 部 信 一	○				
	4	佐 藤 昇	○	10	山 本 和 子	○				
	5	野 村 恵 子	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	中 島 卓 蔵	○							
会議録署名議員	8番 山 本 弘 一 議 員				9番 渡 部 信 一 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	斉 藤 明 宏			議会事務局主査	渡 辺 純 一 郎				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	名 波 透				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			教育委員会教育長	馬 場 久 男				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教育委員会子ども課長	石 王 良 郎				
	総 務 課 長	杉 本 章			教育委員会生涯学習課長	須 田 修				
	企 画 財 政 課 長	松 岡 秀 行			農業委員会会長	早 坂 晴 雄				
	企 画 財 政 課 参 事	城 野 嘉 臣			農業委員会事務局長	高 橋 智				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			消 防 署 長	馬 場 俊 之				
	保 健 福 祉 課 長	尾 形 昌 彦			代 表 監 査 委 員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	佐 藤 桂 二								

	商工観光課長	杉原 祐二		
--	--------	-------	--	--

平成29年第2回上士幌町議会臨時

議事日程

平成29年3月28日（火曜日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 会議案 第 9号 議員の派遣について
- 日程第 4 報告 第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 5 同意 第 1号 副町長の選任について
- 日程第 6 同意 第 2号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 7 議案 第24号 財産の無償譲渡について
- 日程第 8 議案 第25号 財産の無償譲渡について
- 日程第 9 議案 第26号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 議案 第27号 財産の無償譲渡について
- 日程第11 議案 第28号 財産の無償譲渡について
- 日程第12 議案 第29号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案 第30号 平成28年度上士幌町一般会計補正予算（第17号）
- 日程第14 議案 第31号 平成28年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第5号)

項の規定に基づき報告するものであります。

次のページの専決処分書、及び配付をしております報告第1号関係の事故発生状況略図をご覧ください。

車両物損事故に係る損害賠償の額の決定、及び和解について専決処分するものです。

1、賠償の相手方、河東郡音更町雄飛が丘仲区1の86、池田秀夫。

2、事故の概要、平成9年2月24日午前7時30分頃、上士幌小学校正面玄関前駐車場において、上士幌小校校務補が上士幌小学校管理車両での除雪中、車両をバックさせる際に、相手方の車両前部に衝突し、損傷させたものでございます。

3、和解の内容

(1) 損害額、相手方の損害額は7万3,398円とする。内訳は、全額車両修理代となっております。

(2) 過失割合、町の過失割合は100%とする。

(3) 損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100%である7万3,398円とする。

(4) 決済の方法、町は相手方に7万3,398円を支払う。

(5) その他、今後本件に関しては異議を申し立てないこととする。

以上、報告第1号専決処分の報告についての内容説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、質疑を終結いたします。

これをもって、報告第1号については報告済みといたします。

ここで休憩といたします。

（午前10時18分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時18分）

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま、上程されました同意第1号、副町長の選任について提案理由と内容をご説明申し上げます。

千葉与四郎副町長が平成9年4月20日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を副町長として選任したいので、地方自治法第2条の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌東3線9番地64。氏名、千葉与四郎。生年月日、昭和31年8月26日。

以上、同意第1号副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより、直ちに同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時20分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時21分）

---

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第2号教育委員会教育長の任命について提案理由と内容をご説明申し上げます。

馬場久男教育長が、平成9年3月31日をもって退職となるため、後任教育長とし



て次のものを任命することとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌東3線233番地。氏名、小堀雄二。生年月日、昭和35年1月29日であります。

以上、同意第2号、教育委員会教育長の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより、直ちに同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第24号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、議案第24号財産の無償譲渡について、日程第8、議案第25号財産の無償譲渡について、日程第9、議案第 号財産の無償譲渡について、日程第10、議案第27号財産の無償譲渡について、日程第1、議案第28号財産の無償譲渡について、日程第2、議案第29号財産の無償譲渡について、以上6案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本章総務課長 ただいま上程されました議案第4号から議案第29号、財産の無償譲渡について、以上6件を一括してその提案理由と内容をご説明申し上げます。

本件は、3月3日開催の上士幌町議会定例会でご可決をいただきました、上士幌町農業環境管理施設条例の一部改正条例により、用途廃止となった農業環境管理施設について、使用責任者に無償譲渡することとしたいので、地方自治法第100条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第24号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調整施設及び堆肥舎で、総面積60平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第25号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎で総面積60平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第26号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎で総面積50平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第27号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎で総面積20平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第28号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、堆肥舎で総面積.00平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第29号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎2棟で総面積00平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより6案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、6案に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第24号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論ありませんので、これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第26号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論ありませんので、これより議案第 27 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 28 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 29 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 30 号、31 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第13、議案第30号平成28年度上士幌町一般会計補正予算（第17号）、日程第14、議案第31号平成28年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第0号一般会計補正予算並びに議案第31号公共下水道事業特別会計補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計は繰越明許費の補正、公共下水道事業特別会計は地方債の補正を行うもので、予算総額の変更はございません。

はじめに、議案第30号一般会計補正予算（第17号）についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

第1条では、2ページ第1表にありますとおり、繰越明許費補正といたしまして一般管理経費75万6,000円、臨時福祉給付金事務経費1万5,000円、臨時福祉給付金支給事業614万円を翌年度に繰り越して実施をするものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条では、地方債補正といたしまして、4ページ第1表にありますとおり、過疎対策事業として580万円を追加いたします。また、下水道事業については限度額を70万円から590万円に変更補正をいたします。

以上、一般会計並びに下水道事業特別会計の補正内容についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第0号並びに議案第31号を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第0号並びに議案第31号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに議案第30号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第0号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎教育長退任挨拶

○議長(杉山幸昭議長) ここで3月31日付で退任することとなりました、馬場久男教育長から退任挨拶の申し出がございますので、発言を許します。

馬場久男教育長。

○馬場久男教育長 本日は、このように挨拶の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

この4年3カ月、教育長としてさまざまな課題に取り組んでまいりました。

まなびの森生涯学習推進事業のスタートから始まり、ひがし大雪自然館のオープン、認定こども園のオープン、生涯学習センター改築事業、子ども教育ビジョンの策定、かみしほろ学園構想と子どもの読書推進計画の策定など。そして、今年度はコミュニティ・スクールとかみしほろ学園がスタートいたしました。

子供たちの未来は予測できませんので、どの子も自立して活躍し、どんな社会でも適応できるようにたくましく育ち、上士幌町の未来を担う人になってほしいと思いながら教育行政を進めてまいりました。

また、誰もが生きがいを感じ、幸せな生活を送られるように、町民が学び合い、高め合っていく教育行政を進めてまいりました。このことが、まちづくりに結びついているものと確信をしているところであります。

そして、町が大きく変化するこの時期に、教育行政に携わらせていただき、やりがいを感じるとともに、大変光栄に感じておりました。

そして、この4年3カ月の間、子供たちからお年寄りの皆さんまで多くの町民と出会い、話をする機会を与えていただきましたが、私自身も多くのことを学び、少しは成長することができたと思っております。

今後も引き続き、教育行政に係わる機関、団体、関係者の皆様が連携・協働しながら課題の解決を図り、子育て・教育の充実した町を目指して取り組まれますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びになりましたが、これまでの町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご指導、ご支援、ご協力に心から感謝し、御礼を申し上げまして教育長退任にあたっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本臨時会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本臨時会はこれで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

今臨時会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

以上をもって、平成29年第2回上土幌町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時39分）

---

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまの出席議員は1人です。定足数に達していますので、これより平成29年第2回上土幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第1条の規定により、関係説明員の出席を求めております。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(午前10時01分)

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、佐々木守議員。

○議会運営委員長（佐々木 守議員） 議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

議会運営委員会は、3月3日午前9時からと、一部議事日程の変更があったことから午前11時から委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法などについて審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについて、ご報告を申し上げます。

1点目は、町長から就任の挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、日程第1の前に、議長発議をもって許可するものといたします。

2点目は、日程第5、同意第1号と日程第6、同意第2号の前に、本来であれば全員協議会を開催するところではありますが、3月8日に全員協議会を開催しておりますので今回は開催をいたしませんので、ご承知おきを願います。

3点目は、日程第7、議案第4号から日程第12、議案第29号につきましては、関連がありますので6件を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うこと



といたします。

4点目は、日程第3、議案第30号から日程第14、議案第31号までの平成28年度一般会計及び公共下水道特別会計補正予算案は上程後、一括上程並びに質疑を行い議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告といたします。

---

#### ◎町長就任挨拶

○議長（杉山幸昭議長） ここで、3月25日付をもって就任されました竹中貢町長から就任挨拶の申し出がございますので、発言を許します。

町長 竹中貢君。

○竹中 貢町長 ただいま、議長の計らいで発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の任期満了に伴う、上土幌町町長選挙におきまして、多くの町民の皆様のご指示を賜り、5期目の上土幌町政を担わせていただくことになりました。

大変光栄であると同時に、今まで以上に身の引き締まる思いで、責任の重大さを改めて感じております。

この上は、町民の皆様から頂いた信頼と期待を、今一度、虚心坦懐、初心に帰ってしっかりと受けとめ、この町に生まれてよかった、これからもこの町で住み続けたい、と思えるまちづくりに誠心誠意、職務を務めさせていただく所存であります。

議員の皆様には、行政と議会、まちづくりの両輪として、これまでもご指導、ご支援を賜っていますが、町民の幸せ、福祉の向上のために、引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

我が国の抱える、人口減少と少子化・高齢化、大都市への人口の一極集中と地方の過疎化は、国の将来にとって深刻な問題として、かつてない危機感で地方の再生運動が全国的に展開されております。

本町における人口は、半世紀以上にわたって減少の一途にあり、歴代さまざまな施策を講じつつも、他自治体同様に厳しい状況が続いております。

平成の大合併では、全国の自治体が半分に減少しました。そのような中、本町では地方交付税の大幅削減などの厳しい行財政運営が強いられることを想定した上で、町民の総意で、自立の道を決断いたしました。

この際に、上土幌町が後々にわたって自立し続けるために、町の将来像として地域経済の活性化が図られていることや、移住・定住により人的交流、地場産品の物流によっ

て、町の活力が維持されていることなど、5つのあるべき姿を描きました。

振り返ってみると、この時こそが本町における地方創生のスタートラインであり、その後のさまざまな取り組みが、今日の上士幌町に繋がっているものと考えております。

2008年に始まった、我が国の人口減少。特に地方においては、加速度的に進行している中で、昨年上士幌町の人口がふえたことや、中でも20代から40代の働く世代、子育て世代の転入者が8割を占めているのは、特筆すべきことと考えております。

これを考察するとき、町内における活発な経済活動による求人と求職のマッチング。安心して働くことのできる、子育てや教育環境。医療・介護・住宅環境など町の総合力魅力度アップによるものと分析しております。

しかし、このことによって上士幌町の将来が安泰というわけではありません。今後、日本全体の人口が減少し続ける中で、高齢者人口2040年までふえるとされていますが、一方、上士幌町では2025年、8年後には高齢者人口も減少に転じると推計されております。推計どおりとすれば、介護や医療の経営や雇用、地域経済にとっても大きな打撃になることが憂慮されるところでもございます。

したがって、この先0年以内に上士幌町全体の急激な人口減少も想定し、今から危機感といち早い対策が必要になってまいります。

これらのことから、このたびの選挙公約では、4年間のまちづくりの目標、スローガンを「地方創生元気まち上士幌」とし、その実現に向けαのテーマと種々の施策を掲げさせていただきました。

具体的には、地方創生が目指すところの地域経済の活性化や、人口減少問題への挑戦を軸に施策を講じてまいります。そのために官民共同で作り上げた、上士幌町総合戦略をぶれることなく、愚直に進めてまいる決意であります。

また、任期の4年間には、利便性や暮らしやすさを追求したコンパクトな街並みを始め交通ターミナルの整備、道の駅、レストハウス、役場庁舎の耐震化、消防庁舎など未来につなぐハードとソフトの大型プロジェクトを、計画的に着実に実行してまいります。

今、国も地方自治も極めて困難な状況にあります。しかし、上士幌町は農林業や観光等の地域資源、まちづくりの担い手としての町民力など、魅力的な素材、未来を拓く人材など、いろいろな可能性を秘めております。

地方創生のフロントランナーとして、挑戦する価値があると思っております。

今後4年間、町民の福祉向上、町民の幸せのために、町民に約束した公約を初め、さまざまな政策課題に、柔軟性・スピード感を持って、誠心誠意力を尽くしてまいる覚悟であります。

町民の皆様はもとより、議員の皆様にも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます、町長就任にあたっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会会議録署名議員は会議規則第9条の規定により、議長において8番、山本弘一議員、9番、渡部信一議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎会議案第9号の説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、会議案第9号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である3番、中村保嗣議員から提案理由の説明を求めます。

3番、中村保嗣議員。

○3番（中村保嗣議員） ただいま提案されました、会議案第9号の提案説明を申し上げ議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案については、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査として、議員を派遣するものでありますので、委員長であります私が提案者となった次第であります。

会議案第9号は、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査事項であります。

まち・ひと・しごと創生法に基づく施策の調査に関すること、並びにその他、総務文教厚生会の調査に関することにより、厚沢部町を視察調査することを目的として実施するものであります。

今、本町が進める重要な施策に関する事項でありますので、総務文教厚生常任委員会委員のほか、議員全員が参加し、実施するものであります。

具体的な内容としては、派遣期間を平成 28 年 4 月 10 日から 12 日の 3 日間とし、町が策定した、上士幌町人口ビジョン総合戦略で位置づけられた、5 つの基本目標にプラスされた、生涯活躍のまち上士幌創生包括プロジェクトの推進に当たり、厚沢部町議会からの聞き取りと、株式会社コミュニティネットが運営する施設を視察調査するものであります。

議員各位の満場のご賛同を得て、会議案をご可決いただき、議員全員が参加をし、研修を深めていただきたいと思いますというものであります。

以上をもって、会議案第 9 号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 本件については、質疑及び討論を省略いたします。

これより、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した、議決事項について諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することで決定されました。

---

◎報告第 1 号の説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 4、報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石王教育委員会子ども課長。

○石王良郎教育委員会子ども課長ただいま上程されました報告第 1 号専決処分の報告について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

地方自治地方第 80 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 2

項の規定に基づき報告するものであります。

次のページの専決処分書、及び配付をしております報告第1号関係の事故発生状況略図をご覧ください。

車両物損事故に係る損害賠償の額の決定、及び和解について専決処分するものです。

2、事故の概要、平成9年2月24日午前7時30分頃、上士幌小学校正面玄関前駐車場において、上士幌小校校務補が上士幌小学校管理車両での除雪中、車両をバックさせる際に、相手方の車両前部に衝突し、損傷させたものでございます。

3、和解の内容

(1) 損害額、相手方の損害額は7万398円とする。内訳は、全額車両修理代となっております。

(2) 過失割合、町の過失割合は100%とする。

(3) 損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100%である7万3,998円とする。

(4) 決済の方法、町は相手方に7万3,998円を支払う。

(5) その他、今後本件に関しては異議を申し立てないこととする。

以上、報告第1号専決処分の報告についての内容説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、質疑を終結いたします。

これをもって、報告第1号については報告済みといたします。

ここで休憩といたします。

（午前10時18分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時18分）

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、同意第1号副町長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま、上程されました同意第1号、副町長の選任について提案理由と内容をご説明申し上げます。

千葉与四郎副町長が平成9年4月20日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を副町長として選任したいので、地方自治法第102条の規定により議会の同意を求めらるるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌東3~~線~~番地64。氏名、千葉与四郎。生年月日、昭和31年8月26日。

以上、同意第1号副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより、直ちに同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時20分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時21分）

---

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、同意第2号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第2号教育委員会教育長の任命について提案理由と内容をご説明申し上げます。

馬場久男教育長が、平成9年3月31日をもって退職となるため、後任教育長として次のものを任命することとしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌東3線233番地。氏名、小堀雄二。生年月日、昭和35年1月29日であります。

以上、同意第2号、教育委員会教育長の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより、直ちに同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第24号から議案第29号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、議案第24号財産の無償譲渡について、日程第8、議案第25号財産の無償譲渡について、日程第9、議案第26号財産の無償譲渡について、日程第10、議案第27号財産の無償譲渡について、日程第11、議案第28号財産の無償譲渡について、日程第12、議案第29号財産の無償譲渡について、以上6案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉本総務課長。

○杉本章総務課長 ただいま上程されました議案第24号から議案第29号、財産の無償譲渡について、以上6件を一括してその提案理由と内容をご説明申し上げます。

本件は、3月3日開催の上士幌町議会定例会でご可決をいただきました、上士幌町農業環境管理施設条例の一部改正条例により、用途廃止となった農業環境管理施設について、使用責任者に無償譲渡することとしたいので、地方自治法第100条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第24号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調整施設及び堆肥舎で、総面積60平方メ

ートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第 25 号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎で総面積 60 平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第 26 号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎で総面積 50 平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第 27 号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎で総面積 20 平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第 28 号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、堆肥舎で総面積 1.00 平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。

3の無償譲渡する理由であります。行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

次に、議案第 29 号についてご説明いたします。

1の無償譲渡をする財産ですが、水分調製施設及び堆肥舎 2 棟で総面積 00 平方メートルであります。所在地、財産の種別、構造等及び面積は記載のとおりです。

2の無償譲渡の相手方は、記載のとおりであります。



3の無償譲渡する理由であります、行政財産としての用途廃止に伴い、使用責任者に無償譲渡することにより、当該施設の有効活用を図るものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより6案を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、6案に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第24号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論ありませんので、これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論ありませんので、これより議案第 27 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 28 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 29 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 30 号、31 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 13、議案第 30 号平成 28 年度上士幌町一般会計補正

予算（第17号）、日程第14、議案第31号平成28年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第0号一般会計補正予算並びに議案第31号公共下水道事業特別会計補正予算の内容について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一般会計は繰越明許費の補正、公共下水道事業特別会計は地方債の補正を行うもので、予算総額の変更はございません。

はじめに、議案第30号一般会計補正予算（第17号）についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

第1条では、2ページ第1表にありますとおり、繰越明許費補正といたしまして一般管理経費75万6,000円、臨時福祉給付金事務経費1万5,000円、臨時福祉給付金支給事業614万円を翌年度に繰り越して実施をするものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条では、地方債補正といたしまして、4ページ第1表にありますとおり、過疎対策事業として580万円を追加いたします。また、下水道事業については限度額を70万円から590万円に変更補正をいたします。

以上、一般会計並びに下水道事業特別会計の補正内容についてご説明を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第0号並びに議案第31号を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第0号並びに議案第31号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

初めに議案第30号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第0号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎教育長退任挨拶

○議長(杉山幸昭議長) ここで3月31日付で退任することとなりました、馬場久男教育長から退任挨拶の申し出がございますので、発言を許します。

馬場久男教育長。

○馬場久男教育長 本日は、このように挨拶の場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

この4年3カ月、教育長としてさまざまな課題に取り組んでまいりました。

まなびの森生涯学習推進事業のスタートから始まり、ひがし大雪自然館のオープン、認定こども園のオープン、生涯学習センター改築事業、子ども教育ビジョンの策定、かみしほろ学園構想と子どもの読書推進計画の策定など。そして、今年度はコミュニティ・スクールとかみしほろ学園がスタートいたしました。

子供たちの未来は予測できませんので、どの子も自立して活躍し、どんな社会でも適応できるようにたくましく育ち、上土幌町の未来を担う人になってほしいと思いながら教育行政を進めてまいりました。

また、誰もが生きがいを感じ、幸せな生活を送られるように、町民が学び合い、高め合っていく教育行政を進めてまいりました。このことが、まちづくりに結びついているものと確信をしているところであります。

そして、町が大きく変化するこの時期に、教育行政に携わらせていただき、やりがい

を感じるとともに、大変光栄に感じておりました。

そして、この4年3カ月の間、子供たちからお年寄りの皆さんまで多くの町民と出会い、話をする機会を与えていただきましたが、私自身も多くのことを学び、少しは成長することができたと思っております。

今後も引き続き、教育行政に係わる機関、団体、関係者の皆様が連携・協働しながら課題の解決を図り、子育て・教育の充実した町を目指して取り組まれますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりましたが、これまでの町議会議員の皆様並びに町民の皆様のご指導、ご支援、ご協力に心から感謝し、御礼を申し上げまして教育長退任にあたっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本臨時会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本臨時会はこれで閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

今臨時会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

以上をもって、平成29年第2回上土幌町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時39分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員